

第4期 横手市教育ビジョン（素案）

（横手市教育振興基本計画 横手市教育大綱）

令和8年●月

横手市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 本市の教育を取り巻く環境	3
1 人口減少と少子高齢化の進行	3
2 技術革新の進展	4
3 地域社会の状況	5
第3章 教育目標と政策・施策	6
第4章 各施策の展開	9
各施策の現状と課題／施策の展開／施策の成果指標	
施策1 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実	9
施策2 安全で安心して学べる教育環境の整備・充実	12
施策3 スポーツ環境の整備とスポーツによる地域活性化	14
施策4 心を豊かにする生涯学習の推進	16
施策5 横手の風土に育まれた伝統文化の継承	19
第5章 計画の推進に向けて	22
1 計画の周知	22
2 計画の推進体制	22
3 計画の点検・評価	23

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に第3期横手市教育ビジョンを定め、「郷土を愛し、共に語り、共に未来を切り拓く人を育てるまち、横手」を教育目標に掲げ、ふるさと横手に愛着と誇りを持ち、互いに磨き合い、未来を切り拓いていく人をつくることを目指し、施策を展開してきました。

令和5年6月、国は「第4期教育振興基本計画」を定め、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに、今後の教育政策に関する基本的な方針として5つの方針を掲げています。

また、令和7年3月、秋田県は「第4期あきたの教育振興に関する基本計画」を定め、第1期基本計画から一貫して目指す教育の姿として「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」を掲げ、「教育立県あきた」の実現のための6つの基本方針を明らかにしました。

第3期横手市教育ビジョンは令和7年度末で終期を迎えることから、こうした国や県の計画を勘案し、人生100年時代、超スマート社会（Society 5.0）の到来といった私たちを取り巻く環境の変化を踏まえながら、本市の実情に応じた教育振興に関する施策をまとめた基本的な計画として、第4期横手市教育ビジョン（以下、「本計画」という。）を策定します。

※1 ウェルビーイング

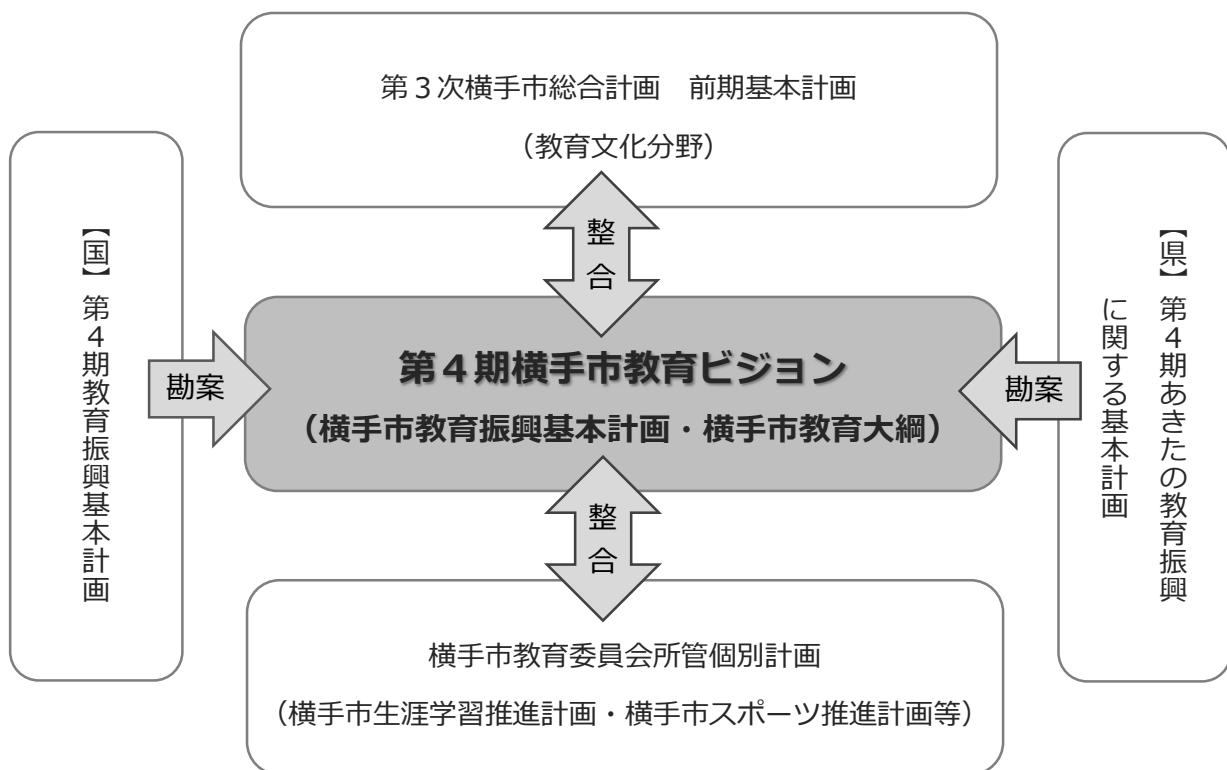
- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく横手市の教育振興基本計画及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく横手市の教育大綱として位置づけます。

また、本市最上位計画である第3次横手市総合計画前期基本計画（以下、「総合計画」という。）の教育文化分野及び本市教育委員会所管の個別計画と整合性を図り、総合的かつ一体的に本計画を推進していきます。

さらに、本計画を確実に推進するため、毎年当初に各施策の「教育行政方針」を策定します。



3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 本市の教育を取り巻く環境

1 人口減少と少子高齢化の進行

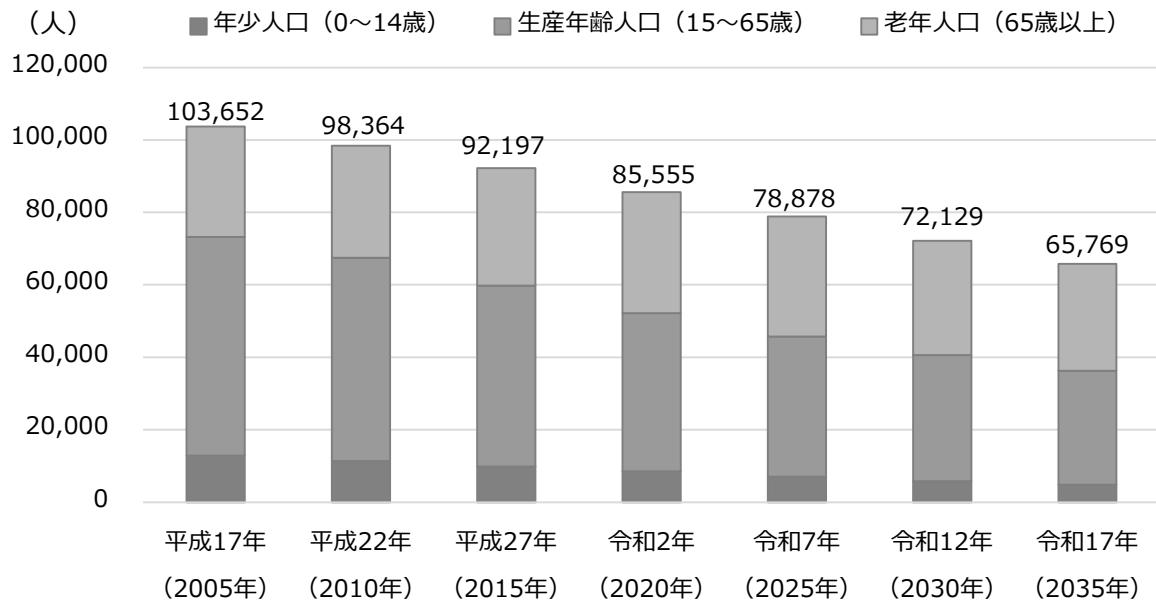
本市の総人口は、令和2年国勢調査によると85,555人で、平成27年国勢調査に比べ6,642人減少しています。年齢区分別にみると、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少し、老人人口（65歳以上）が増加する傾向はこれまでと変わらず、少子高齢化社会が進行しています。

将来人口推計では、総人口の減少が予測され、人口構成は、総人口に占める老人人口の割合が増大し、生産年齢人口と同じくらいの割合と推計されています。【図1】

本市の児童生徒数は、令和6年には、5,091人となり、平成17年に比べ、3,418人減少しています。【表1】

この現状や推計を踏まえ、持続可能な地域社会を実現していくために、本市の未来を担う子どもたちの育成や、多様なニーズに合わせた学習機会の提供が求められます。

【図1】横手市の将来推計人口



出典：H17～R2 国勢調査

R7以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【表 1】横手市の児童・生徒数の推移

(単位：人)

	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
小学校	5,487	4,732	4,214	3,693	3,588	3,515	3,368	3,180
中学校	3,022	2,728	2,393	2,124	2,033	1,955	1,899	1,911
合計	8,509	7,460	6,607	5,817	5,621	5,470	5,267	5,091

出典：学校基本調査

2 技術革新の進展

第 3 期横手市教育ビジョン期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という予測困難な事態が生じ、学びの変容がもたらされました。少子化・人口減少、グローバル化の進展など、様々な社会課題が存在する中、超スマート社会 (Society 5.0) を見据え、これから社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要になっています。

※2
学校では、文部科学省が提唱した「G I G A スクール構想」により、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 I C T 環境の整備が進みました。これらの環境をうまく活用して、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない「個別最適化された学び」、多様な他者と協働しながら行う「協働的な学び」の充実を図り、子どもたちの資質・能力を育成していく必要があります。また、市民が生涯にわたって学び、それぞれの立場で成長し、地域社会で活躍するため、進歩し続ける技術を使いこなす能力を身に付けていくことが必要となっています。

※ 2 G I G A スクール構想

- 子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む I C T 教育を目指し、国が令和元年 12 月に閣議決定した計画。G I G A = Global and Innovation Gateway for All

※ 3 I C T

- 情報通信技術。I C T = Information and Communication Technology

3 地域社会の状況

子どもや学校を取り巻く地域社会は、核家族化をはじめとする世帯構造の変化、地域とのつながりの希薄化等により、様々な課題を抱えています。

保護者が第一義的責任を有する家庭教育においては、子どもの社会性や基本的生活習慣の育成等が役割となっていますが、世帯構造の変化により、家庭のみではその役割を担いきれないケースも見られます。子どもの健やかな成長を支えるためには、地域社会全体での関わりが求められています。家庭・学校・地域が連携・協働することにより、親子の育ちを応援するとともに、多様な人々との関わりを通じてこれからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子どもたちに育み、地域が人を育て、人が地域を創る好循環を目指す必要があります。

第3章 教育目標と政策・施策

本市の教育を取り巻く環境の変化が予測される中で将来を展望すると、教育の役割として、ふるさと横手に愛着と誇りを持ち、人との関わりの中で共生・協働し、自らが住んでいる地域でその力を発揮することができる人の育成が求められます。本計画における教育目標は、普遍的で重要な教育の役割を踏まえ、次のとおりとします。

また、この教育目標の実現に向けて、次の政策を掲げ、5つの施策に取り組みます。

— 教育目標 —

ふるさと横手を愛し、共に未来を切り拓き、 たくましく、心豊かな人間性を育む教育の推進

政策

豊かな学びの充実により、
生きる力と郷土を愛する心を育みます

施策 1

横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

(1) 目指す将来の姿

ふるさと横手を愛し、学ぶ意欲にあふれた児童生徒が、一人ひとりの個性を発揮しながら健やかに成長しています。

(2) 取組方針

地域に根ざした教育活動を通して、横手を愛する心と生きる力を育み、学校教育の充実を図ります。

施策 2 安全で安心して学べる教育環境の整備・充実

(1) 目指す将来の姿

未来の横手市を担う児童生徒が、新しい時代を生き抜く力を身に付け、個性を生かして多様な人々と協働しながら学習することができる、安全で安心な教育環境が整備されています。

(2) 取組方針

新しい時代の学びに対応し、安全で安心して学べる質の高い教育環境を整備するとともに、学校施設等の適正な管理を行います。

施策 3 スポーツ環境の整備とスポーツによる地域活性化

(1) 目指す将来の姿

市民一人ひとりが様々な楽しみ方でスポーツに親しみ、多くの人の交流を通して地域が活性化しています。

(2) 取組方針

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が気軽、かつ安全にスポーツを楽しむことができる環境を整えるとともに、関係団体や市民の参画のもとでスポーツの魅力を発信し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を含めたスポーツによるまちづくりを推進します。

施策 4 心を豊かにする生涯学習の推進

(1) 目指す将来の姿

市民は、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学ぶことができ人生を楽しんでいます。また、学びを通じて人々の交流や賑わいを創出するとともに学んだ成果はまちづくりにも活かされています。

(2) 取組方針

市民が生涯にわたり学び続けられるよう、ライフステージに応じた学習機会の充実を図るとともに、学びを通じて人々の交流や賑わいの創出に取り組みます。

文化芸術においては、優れた文化芸術に触れる機会や体験する機会の提供に努め、気軽に楽しむ環境づくりを進めます。

施策 5 横手の風土に育まれた伝統文化の継承

(1) 目指す将来の姿

市民が横手の伝統文化に関心を持ち、探求によって気づいた魅力を学びやまちづくりに活用しています。

(2) 取組方針

市民が文化遺産に愛着をもち、多様な形態において活用できるように、その把握と周知に努め、伝統文化を次世代に継承します。

【施策の体系】

教育目標	政策	施策	施策の展開
ふるさと横ましく、心豊かに未来の人間性を切り拓き、教育の推進	豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます	1 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none">① 教育指導の充実② 食育指導、ふるさと教育の充実③ 幼児教育・保育、特別支援教育の充実④ 不登校児童生徒の支援、いじめの未然防止と早期発見・解消⑤ 教育の機会均等を図る支援
		2 安全で安心して学べる教育環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none">① 教育環境の整備② 教育DXの推進③ 安全・安心な学校給食の提供と給食施設・設備の整備
		3 スポーツ環境の整備とスポーツによる地域活性化	<ul style="list-style-type: none">① 生涯にわたるスポーツ活動の推進② スポーツ施設の整備・充実③ スポーツを核とした地域活性化
		4 心を豊かにする生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none">① 生涯学習の振興② 文化芸術の振興③ 生涯学習関連施設の整備と適正な管理④ マンガを活用した学びの充実⑤ 図書館の充実
		5 横手の風土に育まれた伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none">① 文化遺産の把握と調査、価値付け② 文化遺産の保存の推進③ 文化遺産や伝統文化の周知と活用の推進④ 学びの機会の充実⑤ 資料館施設の充実

第4章 各施策の展開

施策1 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

(1) 現状

- 近年の当市の出生数から今後の児童生徒数の推移を算出すると、児童生徒の減少に伴い、教員定数も減少し、子どもたちの学習環境が大きく変化していく状況にあります。
また、子どもを「社会の創り手」という視点で捉え直した教育が求められる今、子どもたちが、社会の流れを肌で感じながら主体的に学ぶ「子どもが自律的に育つ学校」への変革を迫られています。
- 人口減少が進む当市において、子どもたちが社会の創り手であることを意識し、将来、地域で活躍する人材として成長していくことが求められています。
- 近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、就学前や小・中学校において子どもたちが抱える問題は複雑化・困難化しています。

(2) 課題

- I C Tを活用した学校間連携を推進し、多様な考えに触れる機会を設定するなどして、学校規模の大小に関わらず、子どもたちの学習環境を整えていくほか、学習の場を学校以外にも広げ、より社会に開いた教育を推進していく必要があります。
- 子どもたちが地域で活躍する人材として成長するには、横手を愛する心を育むことが重要であり、横手のよさ（歴史・文化・産業・教育）や、食育を通した食文化、郷土食の価値を学ぶ機会の充実等が必要です。
- 子どもたちが安心して学校生活を送るためには、原因や背景が多岐にわたる不登校への対策と対応、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりへのきめ細やかな配慮や支援が必要です。

また、家庭の状況や変化によって児童生徒の教育の機会が失われないように、支援していくことも必要です。

（3）施策の展開

①教育指導の充実

- 1) 計画的、組織的な研修を通して教職員の資質向上を図るとともに、児童生徒が社会と関わりながら自律的に学ぶことができる授業や教育課程の編成を充実させます。
- 2) 児童生徒の情報活用能力の育成や学びの質の向上、学校間連携や社会との関わりを重視した教育の充実に向けて、ＩＣＴ活用を推進します。

◆ **主要な事業**

- ・教育研究推進事業
- ・ＩＣＴの効果的活用の推進

②食育指導、ふるさと教育の充実

- 1) 児童生徒が地域や伝統的な食文化についての理解を深め、郷土愛を育めるよう学校給食に地場産品を積極的に活用し、旬の味覚や郷土食を伝えるとともに、日常生活における食事についても、正しい理解と望ましい習慣を体得できるよう、食育を推進します。
- 2) 「横手を学ぶ郷土学」テキスト、地域人材や地域素材を活用した学習、地域と協働して行う学習を推進するなどして、児童生徒がふるさと横手のよさを学ぶ機会を充実させます。

◆ **主要な事業**

- ・食育・地産地消推進事業
- ・ふるさと教育の充実

③幼児教育・保育、特別支援教育の充実

- 1) 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行い、安定した学校生活を送ることができるように支援します。
- 2) 幼児教育・保育における質の向上と、子どもの育ちをつなぐ小学校と幼児教育施設との連携を強化します。

◆ **主要な事業**

- ・学校生活サポート事業
- ・幼児教育推進事業

④不登校児童生徒の支援、いじめの未然防止と早期発見・解消

1) いじめの起こりにくい雰囲気づくりに努めるとともに、登校が困難な児童生徒や、いじめ等の問題に悩む児童生徒に対し、学校と教育支援センター、Yotte・Cotto（子ども・若者相談窓口）、スクールカウンセラー等が連携して支援します。

◆ **主要な事業**

- ・教育相談・教育支援センター事業
- ・いじめ防止等対策事業

⑤教育の機会均等を図る支援

1) 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、教育に必要な援助を行います。

2) 修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生を支援します。

◆ **主要な事業**

- ・小中学校要保護及び準要保護就学援助費
- ・奨学金貸付事業

（4）施策の成果指標

成果指標	現状値 (R6直近値)	目標値 (R12)
「学校教育の充実」に対する市民満足度	64.6%	70.4%
学校が楽しいと思う児童生徒の割合	93.5 点	97.0 点
地域や社会をよくするためににかしてみたいと思う児童生徒の割合	89.6%	93.0%

施策2 安全で安心して学べる教育環境の整備・充実

(1) 現状

- 学校施設については、老朽化対策のみならず、ＬＥＤ化など個別課題に対応する快適な環境整備が求められています。
また、遠距離通学の児童生徒の安全な通学手段の確保のため、スクールバスの運行を実施しています。
- 学校ＩＣＴは、ＧＩＧＡスクール構想により、児童生徒に1人1台端末と、これに伴う通信ネットワークが急速に整備され、遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされました。
- 学校給食については、市内3カ所の学校給食センターで、民間委託により徹底した衛生管理のもと給食を提供していますが、一部の厨房機器や設備が老朽化しています。

(2) 課題

- 学校施設は、多様な教育内容・方法への対応も併せ、緊急度・重要度から優先順位を見極めながら適切な維持管理を行う必要があります。また、スクールバスは、児童生徒数の推移に応じた車両配置や運行管理を行い、安全で安心な環境整備を継続していく必要があります。
- 今後の教育DXの推進に備え、既存のＩＣＴ機器の整備水準が低下しないよう維持・更新を行っていくとともに、学習や校務におけるデジタルの利点を活かした活用とＩＣＴ指導力向上のための人材育成が課題となっています。
- 今後も安全で安心な給食を提供するため、専門的な知識に基づいた衛生管理による運営と、老朽化が進む厨房機器・設備の計画的な更新が必要です。

(3) 施策の展開

①教育環境の整備

- 1) 児童生徒の良好な教育環境の構築のため、学校施設の長寿命化対策に取り組むとともに、施設及び設備等の適正な維持管理を図ります。また、スクールバスの適正な管理・運行を実施し、安全な通学手段を確保します。

- ◆ 主要な事業
- ・学校施設長寿命化対策事業
 - ・スクールバス運行管理費

②教育DXの推進

1) より良い指導のための教材備品や学校図書資料の充実に努めるとともに、小中学校のICT環境の整備やICTを活用できる人材の育成に取り組みます。

- ◆ 主要な事業
- ・小中学校ICT環境整備事業

③安全・安心な学校給食の提供と給食施設・設備の整備

1) 各学校給食センターの調理及び配達業務を民間委託し、専門的な知識を活用しながら、徹底した衛生管理のもと安全・安心で充実した学校給食を提供します。

2) 施設の適正な維持管理や老朽化が進む機器等の計画的な更新整備を進めます。

- ◆ 主要な事業
- ・学校給食事業
 - ・学校給食センター施設の維持管理・運営

(4) 施策の成果指標

成果指標	現状値 (R6直近値)	目標値 (R12)
「教育環境の整備」に対する市民満足度	66.4点	72.2点
理科室など特別教室用に無線LANが利用可能な大型提示装置が6台以上ある学校数	1校	20校

施策 3 スポーツ環境の整備とスポーツによる地域活性化

(1) 現状

- スポーツや健康づくりについて、各種団体やスポーツ推進委員、スポーツ奨励員の活動等により、全体的にはコロナ禍以前の水準に回復しつつありますが、市民一人ひとりのスポーツとの関わりについては個人差が大きくなっています。
- スポーツ施設については、これまで施設の廃止や統合を行いつつ、横手市立体育館の建設、天下森スキー場の整備、主要野球場の改修、十文字陸上競技場の公認更新などを行ってきましたが、未だ設備の改修等が必要な施設があります。
- 横手市立体育館をはじめ、主要なスポーツ施設の整備・改修による機能向上に伴い、これまで以上に様々な大会やイベントの開催が期待されています。

(2) 課題

- 気軽にできるスポーツやレクリエーション活動に加え、競技力の向上、観るスポーツの推進など、多様なスポーツの取り組み方・楽しみ方に対応したサポート体制の構築を行う必要があります。
- 今後も、利用者のニーズに合ったサービスの提供を図るため、設備の改修や備品の更新等を行う必要があります。
- スポーツを核とした交流人口の拡大や地域経済の活性化を推進するため、市の魅力である食文化や農業、観光資源などを最大限に生かす仕組みの強化が必要です。

(3) 施策の展開

①生涯にわたるスポーツ活動の推進

- 1) すべての市民が生涯を通してスポーツに親しみ、ライフステージやライフスタイルに応じた活動ができる環境をつくります。
- 2) スポーツ人口の底辺拡大を進め、全国や世界に誇れる選手及び指導者の育成に取り組みます。また、市を代表するアスリートやチームのサポート体制を充実させ、郷土意識や地域の一体感を醸成します。

◆ 主要な事業 ◆ ・市民スポーツ振興事業

- ・スポーツ関係団体等との連携・支援
- ・競技スポーツパワーアップ事業

②スポーツ施設の整備・充実

- 1) 市民が安全にスポーツやレクリエーション活動を楽しむことができるよう、スポーツ施設の適切な管理運営を行うとともに、計画的な改修や整備を実施します。
- 2) 施設の管理運営や改修等にあたっては、民間活力の導入やニーズに合わせた配置を考慮して進め、利用者の満足度や利便性を向上します。

- 主要な事業**
- ・スポーツ施設の適正な管理運営
 - ・スポーツ施設の計画的な改修・整備

③スポーツを核とした地域活性化

- 1) 各種スポーツの大会やイベント、合宿等を核に、市の豊かな地域資源を活用することで、交流人口の拡大や地域を活性化します。
- 2) 横手市立体育館等での大規模な大会やスポーツイベントの開催により、スポーツ交流と観戦機会を充実します。

- 主要な事業**
- ・スポーツのまちづくり事業

(4) 施策の成果指標

成果指標	現状値 (R6直近値)	目標値 (R12)
「スポーツによる地域活性化」に対する市民満足度	63.7%	69.4%
週1回以上スポーツをする成人の割合	41.4%	55.0%
人口1人あたりのスポーツ施設年間利用回数	4.7回	5.0回
スポーツ合宿の延べ滞在者数	1,193人	1,380人

施策4 心を豊かにする生涯学習の推進

(1) 現状

- 「学び」を通じて個人の要望と社会の要請に応えていくことが求められています。一方で、社会の要請である地域課題や現代的課題の解決には、関係機関や団体との連携は不可欠であり、「学び」によるつながりを広めていきながら相互の関係を深めていくことが大切です。
- 文化芸術の振興においては、活動者や支援者、継承者が減少しているほか、拠点となる施設が老朽化していることから、新たな施設の整備や更新が求められています。
- マンガをテーマとした特色ある横手市増田まんが美術館では、マンガを活用した豊かな学びの提供に取り組んでいますが、その対象は小・中学生と限定的です。
- 市立図書館は、ＩＣタグを活用し利用者によるセルフ貸出しや図書管理、展示等を通じ図書館サービスの向上に取り組んでいますが、図書館の登録者数（有効登録率）は全市民の2割弱にとどまっている状況です。

(2) 課題

- 個人の要望に対しては、学習ニーズを可能な限り把握し、より満足度の高い学習機会の提供と学びの環境づくりに努めていく必要があります。
- 次世代の文化芸術を担う人材を育む土壤をつくり、拠点となる施設は、適正な維持管理に努めるほか、計画的な施設整備と更新をすることが必要です。
- 更に幅広い世代にマンガ文化の魅力を伝えるためには、マンガ文化に触れ、楽しむことのできる環境を整える必要があります。
- 様々な媒体を活用し、図書館サービスの周知や図書館情報の発信に努め、市民の読書活動を推進していく必要があります。

（3）施策の展開

①生涯学習の振興

- 1) 生涯にわたり学ぶことができるよう、新たな学びのきっかけづくりと、専門的知識を有する関係機関と連携して満足度の高い学習機会を提供します。
 - 2) 生涯学習館 Ao-na (あおーな) では、心地よい居場所の提供を行いながら、学びを通じて多様な人々の交流を促します。
 - 3) 子どもたちの自立性や協調性、思いやりの心など、豊かな人間性を育むため、体験活動や交流事業の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支える体制を強化します。
 - 4) 主体的に活動する生涯学習推進団体や学びの場を提供する各種社会教育団体の活動のほか、地区交流センターと連携し、学びの側面からまちづくりを支援します。

主要な事業

- ・生涯学習推進事業
 - ・生涯学習館費
 - ・学校・家庭・地域連携総合推進事業

②文化芸術の振興

- 1) 文化芸術に親しむ機会を充実します。特に子どもたちの豊かな心や感性を育むため、鑑賞・体験機会を提供します。
 - 2) 市民が主体的に文化芸術活動を行えるよう支援し、成果発表の機会と場を提供します。

主要な事業

- ## • 藝術文化推進事業

③生涯学習関連施設の整備と適正な管理

- 1) 拠点となる施設を適正に維持管理します。
 - 2) 生涯学習関連施設は、施設ごとにそのあり方を検討し計画的な整備と更新を進めます。
 - 3) 市民が集い、市民に愛される施設として、市民会館の建て替え整備実現に向けた取組を実施します。

主要な事業

- #### • 藝術文化施設費

④マンガを活用した学びの充実

1) 幅広い世代に対して、マンガの魅力を活用した豊かな学びの機会を提供します。

◆ 主要な事業

- ・増田まんが美術館費（マンガ活用推進事業）

⑤図書館の充実

1) 図書館の設備や機能を充実させ、読書文化の推進に取り組みながら、地域の交流拠点として賑わい創出に貢献します。

2) 読書活動の支援を充実させるとともに、地域の財産である郷土資料の収集・保存に努めます。

◆ 主要な事業

- ・市立図書館の管理運営
- ・読書活動推進事業

（4）施策の成果指標

成果指標	現状値 (R6直近値)	目標値 (R12)
「生涯学習の推進」に対する市民満足度	64.8点	70.4点
生涯学習講座・教室の参加者数	23,710人	25,000人
生涯学習関連施設の年間利用者数	776,656人	950,000人
図書館の入館者数	364,083人	546,000人
人口に占める市民の図書館利用登録者数割合	16.2%	20.0%

施策 5 横手の風土に育まれた伝統文化の継承

(1) 現状

- 地域に存在する文化遺産については、市で把握しているものに分野的・地域的な偏りがみられます。
- 指定等文化財の中には破損や劣化が進むものも多くみられます。
- 伝統文化の価値が知られることのないまま失われてしまうものがみられます。
- 文化遺産の保存活用の担い手や指導者、団体が減少しています。
- まちづくりの核となる文化遺産を集約した展示施設については、市全域の歴史文化を学べる施設がありません。

(2) 課題

- 今後も調査による未知の文化遺産の掘り起こしと価値評価を進めることが必要です。
- 指定文化財の所有者や管理者が適切に保存できるよう継続的な対策が必要です。
- その価値や魅力が広く認識されるよう、市民が文化遺産に触れる機会の創出や情報発信力の強化が求められています。一方で、文化遺産やその調査成果の整理・公開を進める必要があります。
- 横手の文化遺産の魅力を市内外に発信したり次世代に伝えることができる人材の育成が必要です。
- まちづくりの核となる文化遺産を集約した展示施設については、既存施設の有効活用とともに、将来的には横手市財産経営推進計画に基づいた統廃合が求められています。また、伝統文化に触れながら市内全域を回遊するような仕組みづくりを進める必要があります。

(3) 施策の展開

①文化遺産の把握と調査、価値付け

- 1) 市内各地に残る多様な文化遺産の把握を推進します。

2) 横手固有の自然環境の下で育まれた地域の歴史文化との関連性が確認される文化遺産の把握を進め、詳細調査を実施することで指定等の価値付けを推進します。

◆ **主要な事業**

- ・伝統文化総務費
- ・文化財調査保存事業
- ・埋蔵文化財発掘調査事業

②文化遺産の保存の推進

1) 指定文化財の所有者や管理者が、後世に伝えるための保存できる環境を整えます。

2) 未指定の文化遺産は、所有者や担い手が保存・継承できるよう相談できる窓口を関係機関と協力しながら設置するほか、保存や継承が困難な文化遺産については、アーカイブ化などの記録保存を進めます。

◆ **主要な事業**

- ・重要伝統的建造物群保存事業
- ・伝統文化総務費
- ・文化財調査保存事業
- ・埋蔵文化財発掘調査事業

③文化遺産や伝統文化の周知と活用の推進

1) 文化遺産の調査成果やアーカイブ化した記録を活用し、横手の文化遺産や伝統文化の魅力の周知・発信を進めます。また、まちあるきなどの横手の伝統文化を体感する機会の提供を通じて、文化遺産を市内外に発信できる人材を育成します。

◆ **主要な事業**

- ・重要伝統的建造物群保存事業
- ・伝統文化普及事業

④学びの機会の充実

1) 小中学校と連携して、横手を愛する児童生徒の育成を図るとともに、大人向けの学びの機会も提供することで、誰もが伝統文化に関心を持つきっかけづくりを進めます。

◆ 主要な事業 ◆ ・ 伝統文化普及事業

⑤ 資料館施設の充実

1) 資料館施設では、魅力ある特別展等を企画し、これと連動した講話などのイベント開催により、関心を持った市民が市内を回遊できる仕組みづくりを進めます。また、既存の資料館等の統廃合を視野に、市全域の歴史文化を総合的に学べる環境づくりを進めます。

◆ 主要な事業 ◆ ・ 伝統文化普及事業
・ 資料館費

(4) 施策の成果指標

成果指標	現状値 (R6直近値)	目標値 (R12)
「伝統文化の継承」に対する市民満足度	66.8点	72.3点
資料館施設等の年間来館者数	4,600人	5,500人
まちあるきや公開講座等市民参加型イベントへの年間参加者数	292人	320人

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

計画の着実な推進には、教育関係者のみならず、関係部局や地域住民などとの連携・協働が必要となります。そのためには、この計画に掲げた教育目標や政策、5つの施策を共有することが前提となります。共有する手段として、市報よこてやホームページなどの多様な媒体を活用し、情報発信を行うことにより計画の周知を図ります。

2 計画の推進体制

① 総合計画との一体的な推進

本計画は、令和8年度からスタートする令和12年度までの市政運営の指針となる総合計画における教育文化分野の個別計画であり、方針や成果指標などは整合性を図っています。

また、年度ごとに実施計画の策定や行政評価システムによる進行管理も行われるため、総合計画と一体となって推進していきます。

②関係部局等との連携・協力

教育施策の推進にあたっては、幼児教育や子育て支援といった様々な分野と総合的に取り組む必要があり、関係部局等との連携・協力は欠かせません。

また、教育基本法第16条第4項の規定を踏まえ、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政措置を講じていくことが重要です。本市の財政状況は、大変厳しいものとなっていきますが、本計画の実施に向けた必要な予算の確保に努めます。これと同時に、国や県に対し、必要な財政上の措置がなされるよう働きかけを行っていきます。

3 計画の点検・評価

毎年度、実施計画の策定、その取組内容及び成果を明らかにする行政評価を行うとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を実施しながら、本計画の適切な進行管理を行います。

また、この行政評価や事務の点検・評価による課題を、次年度以降の施策や事業に反映させるとともに、計画の進行過程においては、社会・経済情勢の大きな変化や国の方針決定等に応じて、見直しを行います。

